

岡山県主任消費生活相談員（短時間勤務会計年度任用職員）
採用試験受験案内

令和7年12月20日

岡山県消費生活センター
〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1
きらめきプラザ5階
直通電話086-226-1019

岡山県消費生活センターでは、主任消費生活相談員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県消費生活センター本所（岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階）

(2) 採用予定人数

1名程度

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 業務内容

- ・ 消費生活相談業務の総括に関する事項
- ・ 消費生活相談に関する事項
- ・ 消費者啓発及び教育に関する事項
- ・ 岡山県消費生活相談員への助言、指導等に関する事項
- ・ 市町村消費生活相談員への助言、協力、情報提供等に関する事項
- ・ その他知事が必要と認める事項

(5) 応募資格

ア 地方公務員法第16条の欠格条項のいずれも該当しない方

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

イ 相談業務に関する知識と経験を有する方

- ・ 消費生活相談員（国家資格）の資格を有し、消費生活相談員として5年以上の実務経験を有する方

ウ Word、Excel、Powerpoint等のパソコン操作やインターネットを活用した業務の処理能力を有する者（基本的な事務処理能力ができる程度）

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

毎週月曜日、祝日を除く各曜日のうち原則4日（月18日以内）

9時00分から17時00分まで（うち休憩時間60分 12時～13時又は13時～14時）

※勤務時間は1日7時間（週29時間以内）、勤務日数は原則週4日（月18日以内）となるよう割り振ります（毎週、火曜から金曜日のうち3日と、土曜又は日曜日のいずれか1日について、勤務を割り振ります。また、公務の都合により、他の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります）。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

（2）週休日

勤務が割り振られていない日とします。

（3）年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

（4）年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊娠婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

（5）報酬等

基本報酬：日額12,580円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和7年12月現在）

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、期末手当及び勤勉手当が支給されます（基準日在職している等一定の要件を満たす場合）。また、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬（岡山市勤務のみ）、時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

（6）社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

（7）その他

勤務条件の詳細については、規則によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との

兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

3 受験申込みの受付

- (1) 受付期間 令和7年12月20日（土）から令和8年1月16日（金）まで
※郵送の場合は、令和8年1月15日（木）までの消印があるものに限り受け付けます。
簡易書留扱いが望ましい。郵送事故が発生した場合は、一切対応しません。
- (2) 受付時間 8時30分から17時まで（年末年始(12/29～1/3)、月曜日及び祝日を除く）
- (3) 受付場所 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階 岡山県消費生活センター
- (4) 提出書類 ア 履歴書（様式1）
※消費生活相談員資格（国家資格）試験合格証の写しを添付すること。
イ 小論文（800字以内）※手書き、ワープロ入力いずれも可
テーマ「主任消費生活相談員の役割についてのあなたの考え方と業務に取り組む心構え」
※受験票の受取方法で郵送を選択した場合は、返信用封筒（定型長形3号に宛名宛先を記載し110円の郵便切手を貼付）を同封してください。
※様式は、会計年度任用職員募集ポータルサイト新着情報内の「【消費生活センター】岡山県主任消費生活相談員（短期間勤務会計年度任用職員）の募集について」からダウンロードすることができます。
<https://www.pref.okayama.jp/site/626/>
- (5) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。
- (6) 受験票 履歴書に記入された希望の方法で発送等します。
E-mailの場合は、履歴書に記載されたメールアドレスへPDF形式で送信しますので、プリントアウトした用紙又はスマートフォン等の画面を受験日の受付で示せるようあらかじめ準備してください。また、E-mailは「***@pref.okayama.lg.jp」のドメインから送信しますので、確実に受信できるようにしておいてください。
受験票を岡山県消費生活センターで受け取る場合は、受験者本人に限ります。
試験日の前日になっても受験票が届かない場合は、必ず岡山県消費生活センターへ電話でお問い合わせください。

4 採用試験

- (1) 試験日時 令和8年2月2日（月）
(集合日時などは受験票に記載します。)
- (2) 試験会場 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階 岡山県消費生活センター研修室
- (3) 試験内容 提出書類（小論文）審査及び面接試験

- (4) 合否決定 総合得点の高い順に決定します。なお、得点が一定の基準に達しない場合は、不合格とします。
- (5) 結果通知 面接後10日以内に郵送で結果を通知します。
なお、欠席者、棄権者には、通知しません。
- (6) その他 岡山県個人情報保護条例により、試験結果の開示を請求できます。開示を請求できる内容は、受験者本人の総合得点及び順位です。なお、この開示の請求は、結果発表後31日間、岡山県消費生活センターにおいて受け付けます。開示を請求できるのは、本人又はその法定代理人ですので、本人確認書類（免許証等）を持参してください。

○ 会場案内

